

秦野市人権施策推進指針案のパブリック・コメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和4年2月16日（水）から同年3月17日（木）まで

2 意見募集の周知方法

広報はだの2月15日号及び市ホームページ

3 公表方法

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) 市民相談人権課における閲覧

4 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール及び持参の方法による

5 提出された意見の内容及びその取扱い等

内容分類	件数	意見等への対応区分（※）				
		A	B	C	D	E
1 分野別施策について	13	2	3	2	1	5
2 指針の定期的な改定について	1			1		
3 指針改定の周知について	1					1
4 その他	4	2	1		1	
計	19	4	4	3	2	6

※ 意見等への対応区分

- A：意見等の趣旨等を計画案に反映したもの
- B：意見等の趣旨等は既に計画案に反映されていると考えるもの
- C：今後の取組みにおいて参考とさせていただくもの
- D：計画案に反映できないもの
- E：その他（感想、質問等）

「秦野市人権施策推進指針案」に対するパブリック・コメント  
に寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
1	1 ページ	1 ページ・「(1) 国際的な状況」15行目～19行目については国内の動向になりますので、「(2) 国内の状況」に記載するべきだと思います。	D	「国際的な人権保障」(1 ページ・19行目)の進展の中で、多くの場合、国連総会が採択した条約の批准に向けて国内の法整備が進められてきたことから、原案どおりといたします。
2	2 ページ	2 ページ・12行目「～法律による取り組み」とありますが、他ページでは「取組」とも表記されていますが、どちらが正しいでしょうか。	A	いただいた御指摘を参考に、修正いたしました。
3	2 ページ	2 ページ・「2 指針策定に向けた取り組み」1行目「～解決に当たり」とありますが、他ページでは「あたって」とも表記されていますが、どちらが正しいでしょうか。	A	いただいた御指摘を参考に、修正いたしました。
4	3 ページ 「3 指針の位置付け」	新たな人権課題を追加するため、3年から5年程度で指針を見直しするスケジュールを予め組んではどうか。	C	いただいた御意見は、今後の取り組みの参考にいたします。
5	5 ページ	5 ページ・「秦野市次世代育成推進計画」の策定について記載されていますが、これが他の計画に継承された経過をもうちょっと詳細に記載するべきだと思います。	A	いただいた御指摘を参考に、修正いたしました。

「秦野市人権施策推進指針案」に対するパブリック・コメント  
に寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
6	6 ページ	<p>6 ページ・「重点施策」とありますが、具体的にどのようなことをするのでしょうか。例えば、「自然環境の保全」として本市の持つ豊かな自然環境を生かし、子どもたちの豊かな感性を育みながら、伸びやかに成長できるように、どのような支援策を講じるのでしょうか。他についても具体的な取組内容とその達成指標を設けるべきだと思います。もしくは、本指針とは別に実行プランなどを設けて明確にしないと、形骸化すると思います。</p>	B	<p>本指針は、本市が人権施策を推進していく上での基本理念や施策の基本的な方向性を示すものです。個別の取組みは、3 ページの図のとおり、個別計画等により計画されます。</p> <p>なお、自然環境を生かし、感性を育みながら、伸びやかに成長できるよう支援する取組みの具体例は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもが調理の一部を担う調理保育、伝統行事食、菜園活動等を通じて、食の大切さを伝えながら感謝の気持ちを育む。</li> <li>○自然体験、農業体験などを通じて、生命尊重や郷土への愛着の心情の育成を図る。</li> </ul>
7	6 ページ	<p>6 ページ・重点施策として生活環境の支援がありますが、いわゆる身寄りのない子どもに対しては、どのような支援を行うか記載すべきだと思います。</p>	D	<p>御相談に丁寧に応じるとともに、国、県、市等の役割分担を踏まえ、適切な対応に努めてまいります。</p>
8	7 ページ 「(2) 子育て支援 の中の児童虐待 防止対策」	<p>会議の主な内容はどのようか。</p>	E	<p>会議の主な内容は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○要保護児童等への適切な支援を図るための情報交換</li> <li>○要保護児童等に対する支援内容に関する協議</li> <li>○児童虐待の発生予防、早期発見、対応</li> </ul>

「秦野市人権施策推進指針案」に対するパブリック・コメント  
に寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
9	7 ページ	7 ページ・近年、児童虐待における死亡事件が報道などで見受けられます。つい最近でも母親による暴行の末で死亡した容疑でこの母親が逮捕された事件があり、2 回にわたって児童相談所に保護されて、施設入所の方針を決めたのにも関わらず、保護者の同意がなく、家裁の却下で家に戻されたとの報道内容です。これらに対岸の火事とせず、児童相談所の決定に重きを置くような体制整備に努めるべきだと思います。	C	いただいた御意見は、今後の取組みの参考にさせていただきます。
10	7 ページ 「(3) 学校における相談事業の実施」	相談事業の成果はどのようか。	E	いじめにつきましては、1,000人当たりの認知件数が、小学校で156.6件、中学校で63.4件です。また、認知しいじめの翌年7月時点の改善率は、99.3パーセントです。また、不登校児童生徒に対して専門機関等と連携した支援が行われている割合は、69.5パーセントです。(いずれも令和元年度実績)
11	7 ページ 「(3) 学校における相談事業の実施」	学校でのいじめ事案については、困っている人を吸い上げる力が求められている。	E	いただいた御意見は、今後の取組みの参考にいたします。

「秦野市人権施策推進指針案」に対するパブリック・コメント  
に寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
12	9ページ 10ページ 12ページ 14ページ 15ページ 18ページ	9ページ・6ページと同様、「重点施策」とありますが、具体的にどのようなことをするのでしょうか。 ※以後、10ページ・12ページ・14ページ・15ページ・18ページも	E	<p>具体的な取組みの例は、次のとおりです。なお、取組みの内容は、変更することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○9ページ（女性の人権） <ul style="list-style-type: none"> <li>・性別役割分担意識の解消等に対する理解を深める「男女共同社会フォーラム」の開催。</li> <li>・女性相談室の周知のため、「女性相談案内カード」を公共施設や事業所へ配置。</li> </ul> </li> <li>○10ページ（同和問題） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほうらい会館で開催する、会館まつりや、「法律教室」「家庭料理教室」などにより、地域交流の促進と人権意識の向上を図る。</li> </ul> </li> <li>○12ページ（障害者の人権） <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の自主製品を展示即売し、障害者への理解を深める。</li> </ul> </li> <li>○14ページ（高齢者の人権） <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域高齢者支援センターに生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員を配置し、ケアマネジャー等と連携をとり、権利擁護を支援。</li> </ul> </li> <li>○15ページ（疾病等に関わる人権） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ等で、感染症の正しい知識の周知を図る。</li> </ul> </li> <li>○18ページ（犯罪被害者等の人権） <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害届、告訴、裁判、賠償、名誉き損等について、弁護士による法律相談を実施。</li> <li>・犯罪による精神的被害を軽減できるよう、心理学的な知識・技術を有する者によるカウンセリングを実施。</li> <li>・転居費用、配食費用、一時預かり費用の助成。</li> </ul> </li> </ul>
13	13ページ 「6 就 労支援の 推進」	「地域で生活する障害者の就労支援を推進します。」とあるが、どのような就労支援を行っていますか。	E	障害者を雇用した市内中小企業に対し補助金を交付する事業を実施しています。

「秦野市人権施策推進指針案」に対するパブリック・コメント  
に寄せられた市民からの御意見・提案等

No.	指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
14	15ページ 「6 疾 病等に関 わる人 権」「現 状」	難病である脳脊髄液減少症などについての無理解から生じる問題について、具体的な病名を記載して情報を発信してはどうか。	C	いただいた御意見を参考に、情報発信について調査、研究いたします。
15	15ページ	昨今の新型コロナウイルス感染症の影響で、都内在住の人が地方に伺ったことで弊害を受けた人がいたり、ワクチンの無摂取という理由だけで危害を受ける人も国内外で多くいることを報道で耳にします。現代社会ならではの問題で、今回、様々な事項が追記されていますので、それについても記載するべきだと思います。	B	本指針は、地域の実情を踏まえて、本市が人権施策を推進していく上での基本理念や施策の基本的方向性を示すものです。 また、いただいた御意見の趣旨につきましては、既に指針案の15ページに一定の記載がされていると考えます。
16	21ページ 「9 そ の他の人 権課題」 「(8) 人身取 引」	人身取引について「市民の認識を深めるよう、啓発」とあるが、人身取引は刑法の犯罪行為であり、「啓発」は違和感がある。	A	いただいた御意見を参考に、人身取引が犯罪であることを追記しました。
17	全体	全体を通して、数字の半角と全角を統一したほうが見やすいと思います。	B	本文中の数字については、原則として、1桁のものは全角で、2桁以上のものは半角で表記しています。

**「秦野市人権施策推進指針案」に対するパブリック・コメント  
に寄せられた市民からの御意見・提案等**

No.	指針案 該当箇所	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
18	全体	インターネット上の人権侵害の問題は、同和問題の分野のほか、子どもの人権、女性の人権など各分野でも起きているので、各分野において言及してはどうか。	B	2ページ「(2)国内の状況」及び19頁「(1)インターネットによる人権侵害」の項目において、分野を特定せず、インターネットの特性である匿名性を悪用し、他人を誹謗中傷したり、差別的書込みをしたりするといった人権侵害が生じており、啓発活動を推進すると記載しています。
19	全体	指針の改定についての市民への周知はどのようにするのか。	E	市ホームページのほか、「広報はだの」により、指針の改定について周知する予定です。